5　第六十三条第五項の規定は、前項の規定による帳簿等の保存について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項各号に掲げる帳簿及び書類の」とあるのは「第百二条第四項（事業所得等に係る取引に関する帳簿の記録の方法及び帳簿書類の保存）に規定する帳簿等の」と、同項の表の第一号中「第一項第三号」とあるのは「第百二条第三項第二号」と、同表の第二号中「第一項各号に掲げる帳簿及び書類」とあるのは「第百二条第一項の帳簿」と読み替えるものとする。

第百二条第六項中「定めをした」を「規定により記録の方法を定めた」に改める。

第百三条を削り、第百四条を第百三条とする。

第百五条第二項第三号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同条を第百四条とする。

第百六条を第百五条とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三十三条に一項を加える改正規定及び次条の規定　平成二十四年四月一日

二　目次の改正規定、第五十三条第一項第一号の改正規定、第六十三条の改正規定、第百一条の改正規定、第百二条の改正規定、第百三条を削り、第百四条を第百三条とする改正規定、第百五条第二項第三号の改正規定、同条を第百四条とする改正規定及び第百六条を第百五条とする改正規定　平成二十六年一月一日

（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）

第二条　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十八号。以下「改正令」という。）附則第二条第三項第三号（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する届出書を提出する者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）その他参考となるべき事項とする。

2　改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十三条第三項（種類等を同じくする減価償却資産の償却費）の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用する。

3　個人が、その有する減価償却資産について改正令附則第二条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産は、改正令による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第百二十条の二第一項第二号ロ(1)（減価償却資産の償却の方法）に掲げる資産とみなして、新規則第三十三条第三項の規定を適用する。

4　個人が、その有する減価償却資産について改正令附則第二条第三項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産は、新令第百二十条の二第一項第二号ロ(2)に掲げる資産とみなして、新規則第三十三条第三項の規定を適用する。

5　改正令附則第二条第五項に規定する新たに取得したものとされる減価償却資産に係る新規則第三十三条第三項の規定の適用については、当該減価償却資産は新令第百二十条の二第一項第二号ロ(1)に掲げる資産に該当するものとする。

○財務省令第八十六号

法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百七十九号）の施行に伴い、並びに同令附則、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日

財務大臣　安住　淳

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第三十七条の三の二」を「―第三十七条の三の三」に改める。

第一条中「青色申告書」の下に「、更正請求書」を加え、「第三十六号、第三十七号」を「第三十六号から第三十七号の二まで」に改め、「、青色申告書」の下に「、更正請求書」を加える。

第八条の三の十第一項中「整理し、」の下に「起算日から」を加え、「あつては」を「あつては、」に、「。以下この項において同じ。）に保存（」を「とし」に、「又は同号」を「若しくは当該本店若しくは主たる事務所の所在地又は同号」に、「法施行地内」を「国内」に、「に保存（」を「とする。）に保存し」に改め、同項第一号中「及び当該」を「並びに当該」に改め、同条第二項中「の期間は」を「に規定する起算日とは」に、「から、書類」を「をいい、書類」に、「から、起算する」を「をいう」に改め、同条第三項の表の各号中「起算の日」を「起算日」に改め、同条に次の二項を加える。

5　国税庁長官は、第三項の表の第一号の規定により書類を定めたときは、これを告示する。

6　財務大臣は、第三項の表の各号の規定により方法を定めたときは、これを告示する。

第十九条に次の一項を加える。

3　内国法人がそのよるべき償却の方法として令第四十八条の二第一項第二号ロ（減価償却資産の償却の方法）に規定する定率法を採用している減価償却資産のうちに同号ロ(1)に掲げる資産と同号ロ(2)に掲げる資産とがある場合には、これらの資産は、それぞれ償却の方法が異なるものとして、第一項の規定を適用する。

第二十五条の四中「第九十六条第四項」を「第九十六条第二項」に改め、同条第一号中「規定する事由」を「掲げる事実」に改め、同条第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（銀行又は保険会社の子会社に準ずる会社等の範囲）

第二十五条の四の二　令第九十六条第五項第六号ハ（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に規定する財務省令で定める会社は、次の各号に掲げる会社とし、同項第六号ハに規定する財務省令で定める業務は、当該各号に掲げる会社の区分に応じ当該各号に定める業務とする。

一　農業協同組合法第十条第一項第三号又は第十号（事業）の事業を行う農業協同組合の同法第十一条の二第二項（農業協同組合等の子会社の定義）に規定する子会社である会社　同法第十条第六項第六号に掲げる業務

二　農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の同法第十一条の二第二項に規定する子会社である同法第十一条の四十七第一項第五号（農業協同組合連合会の子会社の範囲等）に掲げる会社　同法第十条第六項第六号に掲げる業務

三　信用協同組合の協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条第一項（信用協同組合等の子会社の定義）に規定する子会社である同法第四条の二第一項第一号（信用協同組合の子会社の範囲等）に掲げる会社　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第二項第十号（信用協同組合）に掲げる業務

四　中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号（協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会の協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に規定する子会社である同法第四条の四第一項第六号（信用協同組合連合会の子会社の範囲等）に掲げる会社　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十号に掲げる業務

五　信用金庫の信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項（役員）に規定する子会社である同法第五十四条の二十一第一項第一号（信用金庫の子会社の範囲等）に掲げる会社　同法第五十三条第三項第五号（信用金庫の事業）に掲げる業務

六　信用金庫連合会の信用金庫法第三十二条第六項に規定する子会社である同法第五十四条の二十三第一項第十号（信用金庫連合会の子会社の範囲等）に掲げる会社　同法第五十四条第四項第五号（信用金庫連合会の事業）に掲げる業務

七　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行の同法第十三条の二第二項（長期信用銀行の子会社の範囲等）に規定する子会社である同条第一項第十一号に掲げる会社　同法第六条第三項第四号（業務の範囲）に掲げる業務

八　長期信用銀行法第十六条の四第一項（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社の同法第十三条の二第二項に規定する子会社である同法第十六条の四第一項第十号に掲げる会社　同法第六条第三項第四号に掲げる業務

九　労働金庫の労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三十二条第五項（役員）に規定する子会社である同法第五十八条の三第一項第一号（労働金庫の子会社の範囲等）に掲げる会社　同法第五十八条第二項第十一号（金庫の事業）に掲げる業務